

改正「独占禁止法」に関する 実務上の留意点

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2022年6月24日、第13期全国人民代表大会常務委員会第35回会議において、「中華人民共和国独占禁止法（改正案）」が可決され、改正「中華人民共和国独占禁止法」（以下、新法といい、改正前のものを旧法という）が成立。2022年8月1日より施行されました。

また、新法成立直後の2022年6月27日、国家市場監督管理総局は、次の6件の関連法規の意見募集稿（以下、「関連法規意見募集稿」）を公式ウェブサイトで公表し、現行の関連法規の改正を行う姿勢を示しました（意見募集期間は既に終了しましたが、2022年9月時点ではまだ成立には至っていません）。

- ・ 「独占協定の禁止に関する規定（意見募集稿）」
- ・ 「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定（意見募集稿）」
- ・ 「行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の阻止に関する規定（意見募集稿）」
- ・ 「事業者結合申告基準に関する国务院の規定（改正草案意見募集稿）」
- ・ 「事業者結合審査規定（意見募集稿）」
- ・ 「知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為の禁止に関する規定（意見募集稿）」

本稿では、新法の改正要点や、改正に伴う日系企業の実務上の留意事項（例：M&Aを行う際の留意点等）について、以下の通りご説明します。また、関連法規意見募集稿の内容についても解説し、成立・発効後、迅速に必要な対応がとれるよう、法的な観点からアドバイスを提示します。

1. 独占禁止に関する改正要点および実務上の留意点

(1) 反競争的效果を有しないことを証明できる垂直的価格独占協定は禁止されない

新法第18条第2項では、垂直的価格独占協定（すなわち、第三者に対する再販売価格の固定および第三者に対する最低再販売価格の設定）について、事業者が競争を排除し、制限する効果を有しないことを証明することができる場合、禁止しないと定めています。

過去の行政処罰事件を見ると、中国の取締り当局は、垂直的価格独占協定に対して、一貫して「原則禁止＋例外的適用除外」の原則を適用してきました。すなわち、原則として垂直的価格独占協定は禁じられており、適用除外の事由に該当する場合にのみ例外的に認められる、という形でした。しかし、2022年9月時点で、例外的適用除外が認められた公開事例はありません。

新法において上記規定が設けられたことで、今後、反競争効果を有しないことが証明されれば、禁止の対象には該当しなくなりましたが、その事業者が立証責任を負う必要があります。新法では、反競争効果を有しないことの判断基準について明確な指針が示されておらず、今後の立法および実務において明確化が待たれます。しかし、立証のハードルは高いという見解が多く、事業者の市場シェアが低い場合でも、立証には多くの困難と課題を伴う可能性があります。

すなわち、この新設規定は、独占禁止に関する行政法執行や行政訴訟に実質的な変化をもたらすものではないと言えますが、垂直的価格独占協定をめぐる民事訴訟においては、大きな影響をもたらす可能性があると考えられます。

これまで、独占協定に関する民事訴訟については、「独占行為に起因する民事訴訟事件

の審理における法律応用に係る若干の問題に関する規定」(2012年新規制定、2020年改正)第7条において、「独占禁止法に明示的に列挙される水平的独占協定については、被告が、当該協定が反競争効果を有しないことについて立証責任を負う」との定めがあるのみで、垂直的独占協定の反競争効果については、誰が立証責任を負うのかについては明確な定めがありませんでした。このため、垂直的独占協定に関する民事訴訟においては、民事訴訟法に定める「主張するものが立証責任を負う」という原則に従い、原告が、その立証責任を負う、と判断されることがほとんどでした。つまり、垂直的価格独占協定について、行政法執行や行政訴訟においては「当然違法の原則」が適用され、民事訴訟においては「合理の原則」が適用されるため、垂直的価格独占協定に関する民事訴訟においては、原告は、その立証が難しく、勝訴することは困難でした。

しかし、この新設規定により、今後、垂直的価格独占協定に関する民事訴訟においては、被告が、垂直的価格独占協定が反競争効果を有しないことの立証責任を負う、と判断される可能性があります。こうした民事訴訟において被告となるのは通常、川上のメーカーやサプライヤーであるため、該当する企業は今後、垂直的価格独占協定に関する民事訴訟を起こされた場合、以前より立証面での負担が大きくなる可能性があります。自らが実施した再販売価格の拘束が反競争的效果を有しないことを効果的に立証できない場合、不利な立場に立たされる可能性も高くなります。

(2) 垂直的独占協定の認定におけるセーフハーバー・ルールの新設

新法第18条第3項では、事業者とその取引相手方が締結する独占協定について、「事業者が、その関連市場における市場占有率が国務院独占禁止法執行機関の定める基準を下回ることを証明することができ、かつ、国務院独占禁止法執行機関の定めるその他の条件に合致する場合は、これを禁止しない」と定めています。

新法のこのセーフハーバーに関する規定が、垂直的価格独占協定に適用されるか否かは依然として不明確であり、今後の動向を注視する必要があります。

なお、「国務院独占禁止法執行機関の定める基準」について、関連法規意見募集稿の一つである「独占協定の禁止に関する規定(意見募集稿)」第15条では、セーフハーバー・ルールの適用を受けるためには、市場占有率が15%未満である必要があるとしています。ただし、今のところ法案段階の規定であるため、参考程度にとどめる必要があります。

また、「国務院独占禁止法執行機関の定めるその他の条件」については、明文化された規定がないことから、今後、関連法令や標準における明確化が待たれます。

セーフハーバー・ルールの適用を受けるために、関連市場をどう画定するか、市場占有率をどう計算するかが非常に重要となります。関連市場を小さく画定してしまうと、市場占有率が高くなり、セーフハーバーの適用を受けることが難しくなると解されます。また、市場占有率は、どの指標をベースとして計算するかによって、結果が大きく異なる可能性があります。関連市場の画定方法や市場占有率の計算方法によって、セーフハーバー・ルールの適用可否が変わるおそれがあるため、慎重な対応が必要です。

(3) 独占協定の締結を手配した者または実質的な幫助を提供した者への罰則の新設

旧法では、「業界団体は自業界の事業者が独占行為に従事するよう手配してはならない（第 16 条）」と定めているだけで、一般的なハブアンドスポーク型協定¹に関する規定がありませんでした。それに対し、新法では、「事業者は、その他の事業者が独占協定を締結するよう手配し、またはその他の事業者による独占協定の締結のために実質的な幫助を提供してはならない（第 19 条）」と定めており、旧法におけるハブアンドスポーク型協定等に関する不足を補っていると解されます。

ハブアンドスポーク型協定全般についての規定が新設されたことにより、自動車、医薬品、酒類、粉ミルク、日用品等の、販売代理店が介在する事業モデルにおいて、例えば、川上の企業が、水平的独占協定を締結するよう手配し、または川下企業間による水平的独占協定の締結のために実質的な幫助を提供した場合、違法行為とみなされる可能性が高くなりました。

なお、独占協定を締結するよう「手配」した、「実質的な幫助」を提供した、とは具体的にどんなことを指すのかについては、新法では明確な規定がありません。

関連法規意見募集稿の一つ、「独占協定の禁止に関する規定（意見募集稿）」第 17 条では、この点について詳細に定めていることから、参考にできると思われます。

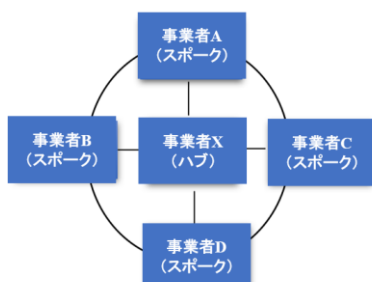
それによると、「手配」とは、次の 2 つの状況を指します。

- ・ 事業者が独占協定の締結当事者に該当しないものの、独占協定の締結または実施の過程において、協定の主体範囲、主要内容、履行条件などに対し、決定的または主導する作用を有するとき
- ・ 事業者が複数の取引相手方と協定を締結し、故意に、競争関係にある取引相手方間で、当該事業者を通じて、意思の連絡または情報の交流を行わせ、水平的独占協定を締結させるとき

また、「実質的な幫助」については、これらの「手配」行為に従事していないものの、事業者が、独占協定の締結または実施に支援を提供し、かつ、競争の排除、制限と因果関係があり、かつ、作用が顕著な行為を指す、と定めています。

今後、この 2 つの概念が正式に採用された場合、実務上、どのように運用されるかについて、引き続き注目していく必要があります。

¹ ハブアンドスポーク型協定とは水平的独占協定と垂直的独占協定の特徴を併せ持った特殊な独占協定の一つ。競争関係にある事業者（スポーク。下図中の事業者 ABCD）が第三者（ハブ。下図中の事業者 X）との垂直的関係を利用し、又は当該第三者の手配・協調のもとで締結する水平的独占協定の反競争的効果を持つ協定をいう。



(4) 独占協定について個人への責任追及を可能とする規定の新設

新法第 56 条第 1 項後段では、事業者の法定代表者、主要責任者および直接責任者が独占協定の締結について個人的責任を負う場合には、100 万元以下の過料を科することができる、と定めています。

「法定代表者」の定義については、「中華人民共和国会社法」に準拠すると解されます。しかし、「主要責任者」と「直接責任者」については不明確であり、他の法律上の定義や実務上の経験を踏まえると、会社の高級管理職、または直接業務に関連する担当者が、個人として、その責任を負わなければならないと解される可能性があるため注意が必要です。

2. 市場支配的地位の濫用に関する改正要点および実務上の留意点

市場支配的地位の濫用に関し、新法では、インターネット分野に焦点を当てた規定が新設されました。具体的には、第 9 条において、「事業者は、データおよびアルゴリズム、技術、資本優位性並びにプラットフォーム規則等を利用して、本法の禁止する独占行為に従事してはならない」と定めています。また、第 22 条第 2 項では、「市場支配的地位を有する事業者は、データおよびアルゴリズム、技術並びにプラットフォーム規則等を利用して、前項に定める市場支配的地位を濫用する行為に従事してはならない」と定めています。

本稿作成時において、プラットフォーム分野は独占禁止法執行における重点分野の一つとなっています。2021 年 4 月、国家市場監督管理総局は、アリババに対し、市場支配的地位を濫用したとして、中国の独禁法関連の処罰事件の中では史上最高額となる 182 億 2,800 万元もの過料の支払いを命じました。

アリババのような大手プラットフォーム企業に限らず、アプリや WeChat ミニプログラムなどの中小型のプラットフォームであっても、データの取扱いやアルゴリズムの利用、プラットフォーム規則の設計等の過程において、市場支配的地位の濫用を含む独占行為の疑いをもたれれば、上記の規定が適用される可能性が十分にあることから注意が必要です。

3. 事業者結合に関する改正要点および実務上の留意点

(1) 「摘み取り式 M&A」を規制するための規定の新設

新法第 26 条第 2 項では、「事業者結合（企業結合）が国务院の定める申告基準に達していないものの、当該事業者結合が競争を排除し、制限する効果を有し、またはその可能性があることを証明する証拠を有する場合には、国务院独占禁止法執行機関は、事業者に対し、申告するよう要求することができる」と定めています。これは、「摘み取り式 M&A」（原語：「掐尖並購」）と呼ばれる大手プラットフォーム事業者による、中小規模のスタートアップ企業やテクノロジー・イノベーション企業に対する買収を規制するための規定であると考えられています。

新型の事業モデルや独自の技術を武器とするスタートアップ企業やテクノロジー・イノベーション企業は、売上高こそ申告基準に達しないものの、関連市場において単独で高いシェアを有していたり、買収側と合わせると高いシェアを有していたりすることも珍しくありません。従って、大手プラットフォーム事業者によるこのようなスタートアップ企業またはテクノロジー・イノベーション企業の買収は、反競争効果をもたらす可能性が高い

とされることから、当該規定による「摘み取り式 M&A」の規制を図っていると解されません。

また、「摘み取り式 M&A」を規制するため、関連法規意見募集稿の一つ「事業者結合申告基準に関する国務院の規定（改正草案意見募集稿）」第4条では、「売上高+時価総額もしくは評価額」の基準が新たに導入されました。すなわち、売上高基準に達しない場合でも、結合に参加する事業者の一方の中国国内の売上高が 1,000 億元超であり、結合に参加する他方の事業者または支配権を取得される事業者の時価総額（または評価額）が 8 億元を下回らず、かつ、売上高の 3 分の 1 超が中国国内で発生している場合には申告が必要、と定めています。

スタートアップ企業の株式買収等の取引後に「結合前の状態へと回復させる」ことを命じられるリスクも存在します。そのため、事業者結合を実施するにあたっては、専門家による法的アドバイスを受け、競争を排除し、制限する効果を有する結合に該当するか否かを内部で評価する必要があります。

(2) 事業者結合の審査期間の計算を一時停止できる事由の新設

新法第 32 条では、以下の 3 つの事由に該当する場合、事業者結合の審査期間の計算を一時停止することができるものと定めています。

- (一) 事業者が規定に従い文書、資料を提出しないことにより、審査業務を行うことができない場合
- (二) 事業者結合審査に重大な影響を与える新たな状況、新たな事実が出現し、確認を経なければ審査業務を行うことができない場合
- (三) 事業者結合に附加する制限条件についてさらなる評価を行う必要があり、かつ、事業者が一時停止を申立てる場合

M&A や合弁等の取引において、審査期間の計算が一時停止されうることを予め織り込んだうえで、取引を進めるか否かの判断、取引プランやスケジュールの策定、取引文書の関連条項の検討を行う必要があります。

4. その他

新法では、上述した独占協定について個人への責任追及を可能とする規定の新設のほか、過料額の大幅な引上げ、情状により過料額の 2 - 5 倍の過料を科されうる数倍増処罰（原語：「加倍处罚」）制度の導入、刑事責任に関する条項の新設等の罰則強化が図られています。そのため、日系企業は、独禁法に違反しないように迅速に社内コンプライアンス体制を整備する必要があります。また、関連法規意見募集稿の改正動向や新法の実務動向についても引き続き注意を払うことが重要であると思われます。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220031>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp